

## 【重要】中東情勢の影響に伴う完了検査の柔軟な運用について

お客様各位

平素より当社業務にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、緊迫する中東情勢等の影響を受け、一部の建築資材および住宅設備機器（断熱材、衛生機器、空調設備等）において、納期遅延や調達困難な状況が発生しております。

これを受け、国土交通省より2026年4月13日付で「中東情勢を踏まえた建築確認等の円滑な実施」を求める通知が発出されました。当機関におきましても、本通知の趣旨を鑑み、建築主の皆様の円滑な入居や事業継続を支援するため、以下の通り完了検査の運用を柔軟に行うことといたしました。

### 1. 一部の住宅設備等が未設置の状態での完了検査について

住宅設備機器（キッチン、トイレ、洗面台等）が納期遅延等により未設置となっている場合であっても、他の部分の工事が完了しており、建物の安全性が確認できる場合は、使用上の安全性が著しく阻害される場合を除き、完了検査を実施し、検査済証を交付することが可能です。

### 2. 資材変更に伴う「軽微な変更」の取扱いについて

当初計画していた断熱材や住宅設備機器を同等の性能を有する他製品へ変更する場合、建築基準法施行規則第3条の2に規定する「軽微な変更」に該当する範囲であれば、計画変更の手続きなしで完了検査時に変更内容を確認し、速やかに検査済証を交付いたします。

### 3. 申請および相談方法

住宅設備や建材等を未設置の状態での完了検査を希望される場合、または大幅な資材変更が生じる場合は、事前に当機関の各担当窓口までご相談ください。軽微変更報告書の提出とともに「住宅設備等の未設置状態における検査済証の交付に関する申出書」の提出をお願い致します。

当機関は、厳しい社会情勢下においても、建築基準法に基づく安全性を確保しつつ、建築主の皆様の負担軽減に努めてまいります。何卒、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

2026年4月16日  
ハウスプラス中国住宅保証株式会社